国土利用計画(全国計画)に関する留意事項(案)

国土利用計画(全国計画)の実施に当たり、特に次の事項に留意されたい。

- 1. 計画で示された「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つの基本方針の実現に向けて、政府一体となって計画の強力な推進を図ること。また、その推進に当たっては、モニタリングの的確な実施をはじめとして、効率的かつ効果的な進行管理を行うこと。
- 2. 1. の基本方針の実現に向けて計画的かつ戦略的に取り組むべき措置について、様々な 主体の参画を踏まえた具体的な推進方策を明らかにして、重点的に取り組むこと。
- 3. 計画の推進のため、本計画の趣旨及び内容を、国民にわかりやすく周知するとともに、本計画の内容が、国土利用計画都道府県計画、同市町村計画、土地利用基本計画等に適切に反映され、地域において主体的に取組が進むよう、きめ細やかな対応に努めること。
- 4. 長期計画である国土利用計画については、計画の内容を硬直的に考えることなく、時代の変化に対応し適宜見直しを行うこと。

以上